

令和7年度新規事業 庄内町中学生地域クラブ応援交付金 事業概要

令和7年3月
庄内町教育委員会

1 目的

- ・少子化の中で、生徒が将来にわたり継続してスポーツ・文化活動に取り組むことができる体制の整備。
- ・生徒が多様な活動を体験できる機会を提供。
- ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。

2 事業内容

部活動改革における部活動地域移行の受け皿として活動する地域クラブ（スポーツ活動、文化活動）に対し、その活動経費の一部について、交付金を交付し支援します。

(1) 交付対象者 庄内町中学生地域クラブ

(庄内町中学生地域クラブ登録規程に登録した地域クラブ)

※要件：本町を活動拠点、ガイドライン遵守、会員の過半数が本町中学生、継続的に活動している団体（詳細は右の二次元コードから庄内町ホームページにてご覧ください）



※令和7年度の交付金申請には令和7年度地域クラブ登録が必要です。

(2) 交付対象経費 地域クラブ活動に要する経費

地域クラブ指導者謝金、指導者資格取得経費、大会参加費・旅費（庄内町立中学校生徒派遣費補助金対象経費を除く）、指導者保険料、運営経費など

※人件費や食糧費は対象外になります。

3 交付金額

交付金の交付を受けた年度の年数や交付申請基準日（5月1日）における地域クラブの中学生会員数に応じ、150千円から300千円の範囲内で交付金額を設定しています。（詳細は交付要綱をご覧ください）

4 提出書類

- (1) 交付申請
 - ・令和7年度庄内町中学生地域クラブ応援交付金交付申請書（様式第1号）
 - ・事業計画書（様式第1号）
 - ・収支予算書（様式第2号）
 - ・庄内町中学生地域クラブ登録書の写し
 - ・基準日現在における地域クラブ会員名簿
- (2) 実績報告
 - ・令和7年度庄内町中学生地域クラブ応援交付金実績報告書（様式第2号）
 - ・事業実績書（様式第1号）
 - ・収支精算書（様式第2号）

※登録書は、令和7年度の登録書になりますのでご注意ください。

※場合により他の必要な資料の提出を求める場合があります。

5 交付申請期限

令和7年5月1日（木）～令和7年5月30日（金）庄内町教育委員会社会教育課必着

※交付要綱では5月末日期限とありますが、土曜日のため5月30日（金）とします。

6 概算払

原則、実績報告提出後（年度末）に交付金支払となりますが、交付決定後に概算払の申請もできます。

7 交付金事業の実施期間

令和7年度から令和13年度まで

※毎年、交付申請手続きが必要になります。

※庄内町スポーツ振興基金を財源としています

～詳細は別紙「庄内町中学生地域クラブ応援交付金交付要綱」をご確認ください～

【問い合わせ先】庄内町教育委員会社会教育課

TEL:0234-43-0194 FAX:0234-42-0811 E-mail:shakaikyoiku@town.shonai.yamagata.jp